

会第2号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年5月10日

提出者

奥村芳正
川島隆二
細江正人
目片信悟
加藤誠一
中沢啓子
今江政彦
九里学
塚本茂樹
節木三千代
清水鉄次
中村才次郎

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務・政策・企業常任委員会」を「総務・企画常任委員会」に、
「選挙管理
企業庁の

委員会、人事委員会および監査委員の所管に属する事項

を「選挙管理委員会、人事委員会、

所管に属する事項

」

監査委員および収用委員会の所管に属する事項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 土木交通・警察・企業常任委員会 9人

土木交通部の所管に属する事項

企業庁の所管に属する事項

公安委員会の所管に属する事項

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育・文化スポーツ常任委員会 9人

文化スポーツ部の所管に属する事項

教育委員会の所管に属する事項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。